

平成27年10月から標準報酬制に移行します

被用者年金一元化に伴い、共済組合の掛金・負担金及び給付額の算定基礎が、現行の手当率制から標準報酬制へと移行します。

現行

手当率制

給料月額

× 1.25[※]
(手当率)
※特別職は1

× 掛金・負担金率 = 掛金・負担金

組合員の掛金
(労使折半で負担)
地方公共団体等の
負担金

改正後

標準報酬制

標準報酬月額

【等級表】に当てはめる
4月～6月の報酬の平均額

× 掛金・負担金率 = 掛金・負担金
保険料率 = 保険料

組合員の掛金
(労使折半で負担)
地方公共団体等の
負担金

4月の報酬

給料 + 実際の手当
(超勤手当、
扶養手当等)

5月の報酬

給料 + 実際の手当

6月の報酬

給料 + 実際の手当

※標準報酬月額は、原則年1回決定され(「定時決定」という。)、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とされます。
※経過措置として、制度開始時の平成27年10月から平成28年8月は、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。

●標準報酬とは

標準報酬とは、共済組合の短期・長期の掛金等、介護掛金、傷病手当金などの短期給付、老齢厚生年金^(※)などの算定の基礎となるものであり、組合員の受ける報酬月額(基本給+諸手当)に基づき決められます。

(※)平成27年10月から公務員は厚生年金に加入します。

●標準期末手当等の額

標準期末手当等の額は共済組合の短期・長期の掛金等、介護掛金、老齢厚生年金などの算定の基礎となるものです。

●標準報酬等級表

標準報酬は、標準報酬等級表により、長期給付に係るものについては、98,000円(第1級)から620,000円(第30級)まで30ランク、短期給付に係るものについては、98,000円(第1級)から1,210,000円(第43級)まで43ランクに区分されています。

標準報酬月額等の決め方

標準報酬

組合員の受ける報酬月額を、標準報酬等級表に当てはめ、標準報酬の月額が決定されます。

標準期末手当等の額

組合員がその月に受けた期末手当等に基づいて、標準期末手当等の額が決定されます。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306